

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町規則第三号

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則

聖籠町行政組織規則（平成十年聖籠町規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び課長補佐」を削り、同条第二項中「及び室長補佐」を削り、同条第三項中「及び副園長」を削り、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項を第六項とし、同条第九項を第七項とする。

第七条第二項中「前三条」を「前四条」に改め、同条を第八条とする。

第六条第三項中「及び主任」を削り、同項の次に次の一項を加え、同条を第七条とする。

4 主任は、上司の命を受け事務を処理する。

第五条の次に次の一条を加える。

（課長補佐等）

第六条 課に課長補佐を置く。

2 室に室長補佐を置くことができる。

3 保育園に副園長を置く。

4 課長補佐及び室長補佐は、課長又は室長を補佐し、課、室の事務を整理する。

5 副園長は園長を助け、園の事務を整理する。

6 課に副参事を置くことができる。

7 副参事は、上司の命を受けて、課の事務を処理する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。